

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「平成28年度政策評価の実施に関する 計画（案）」等の策定について</p>	<p>平成28年3月24日 総務課</p>
<p>1 平成28年度政策評価の実施に関する計画（案） 【資料1】 平成28年度において、平成27年度を評価期間とする実績評価書を作成すること等を内容とする計画。</p> <p>2 平成28年度実績評価計画書（案） 【資料2】</p> <p>(1) 概要 平成28年度を評価期間とする実績評価に係る計画書。7つの基本目標と18の業績目標を設定。</p> <p>(2) 昨年度からの主な変更点</p> <p>ア 基本目標1「市民生活の安全と平穏の確保」 ○ 業績目標1「総合的な犯罪抑止対策の推進」に、参考指標として「社会意識に関する世論調査結果」を追加。</p> <p>イ 基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」 ○ 業績目標5「被疑者取調べの適正化」の業績指標と参考指標を再整理するとともに、参考指標として「裁判員裁判対象事件の1事件当たりの録音・録画状況」を追加。</p> <p>ウ 基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」 ○ 業績目標3「道路交通環境の整備」に、業績指標として「老朽化した信号機数」を追加。</p> <p>エ 基本目標5「国の公安の維持」 ○ 業績目標3「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処」の業績指標と参考指標を再整理するとともに、参考指標として「海外における国際テロの発生状況」を追加。</p> <p>オ 基本目標7「安心できるIT社会の実現」 ○ 業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」の業績指標と参考指標を再整理するとともに、参考指標として「インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額」を追加。</p> <p>3 その他</p> <p>○ 本年2月19日に第31回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成したもの。</p> <p>○ 今後、総務大臣への通知・送付、警察庁ウェブサイトでの公表等を予定。</p>		

※ 別添資料省略

## 1 趣旨

犯罪被害者等のための施策については、その総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本法により、政府は、犯罪被害者等基本計画を定めることとされている。

今般、平成28年度～32年度の5か年を計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画を閣議決定しようとするもの。

## 2 概要

以下の5本の柱の下に、のべ261施策を網羅的・体系的に整理した上で、計画として策定。(括弧内は警察関連の主な施策例。)

### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

(犯罪被害給付制度に関する検討)

(カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減)

### 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(警察における再被害防止措置の推進)

### 第3 刑事手続への関与拡充の取組

(刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等)

### 第4 支援等のための体制整備への取組

(警察における相談体制の充実等)

### 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進)

## 3 今後の予定

3月29日 犯罪被害者等施策推進会議

同日 閣議決定

## 1 趣旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定された審査専門委員の意見聴取については、審査専門委員に関する規則(平成3年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)及び審査専門委員の意見聴取に関する細目(平成4年4月9日国家公安委員会決定。以下「細目」という。)に基づき実施してきたが、近年の情勢等に鑑み、規則の一部改正等所要の規定の整備を行うもの

## 2 規定整備の概要

### (1) 規則の一部改正(別添1)

- 意見聴取は、複数の審査専門委員の意見を聴くことにより行う旨を明記
- 細目で定められていた意見書及び意見聴取結果調書の様式を規定
- 審査請求に関する意見聴取は、当該審査請求に係る指定について意見を聴いた審査専門委員以外の審査専門委員の意見を聴くことにより行う旨を明記

### (2) 新たな細目的事項(国家公安委員会決定)の整備及び細目の廃止(別添2)

- 審査専門委員の数は10人とし、これを5人ずつの2の班に分けるものとする。
- 審査専門委員の意見聴取は、2の班のいずれか一方を交互に充てるものとする。
- 審査専門委員が参集日に参集できないときは、参集日までに意見書の提出を求めるものとする。

## 3 施行日

平成28年4月15日

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の制定及び関係法令の制定について</p>	<p>平成28年3月24日 警備企画課</p>
<p>1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「法」という。）の概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資すること。</p> <p>(2) 対象施設の指定</p> <p>国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所を対象施設として指定するとともに、併せてその敷地等の周囲おおむね300メートルの地域を対象施設周辺地域として指定することとされた。</p> <p>(3) 対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止</p> <p>一定の場合を除き、対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することとされた。</p> <p>(4) 対象施設の安全の確保のための措置</p> <p>ア (3)に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、警察官は、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させること等の必要な措置をとるよう命ずることができることとされた。</p> <p>イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないなどの場合には、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度で、小型無人機等の飛行の妨害又は当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができることとされた。</p> <p>(5) 罰則</p> <p>(3)に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者及び(4)アによる警察官の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされた。</p> <p>2 警察庁組織令の一部を改正する政令（以下「政令」という。）の概要</p> <p>法の施行に伴い、警察庁組織令を改正して警備局警備企画課の所掌に法の施行に関するものを加えるもの。</p>		

3 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の概要

(1) 目的

法第8条第3項の規定による通報（以下単に「通報」という。）の方法を定めるもの。

(2) 通報の方法

通報は、小型無人機等の飛行を開始する48時間前までに、以下の書類を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して都道府県公安委員会に提出して行うこととした。

- 通報書（小型無人機等の飛行を行う日時、目的及び区域、操縦者の氏名等並びに当該飛行に係る機器の種類及び特徴を記載）
- 施設管理者等の同意を証明する書面（施設管理者等の同意を得て小型無人機等の飛行を行う場合）

(3) 小型無人機等の飛行に係る機器の提示等

通報書を提出する場合には、通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器を所轄警察署長に提示しなければならないこととした（提示することが困難な場合には、当該機器の写真の提出で足りることとした。）。

(4) 緊急時の特例

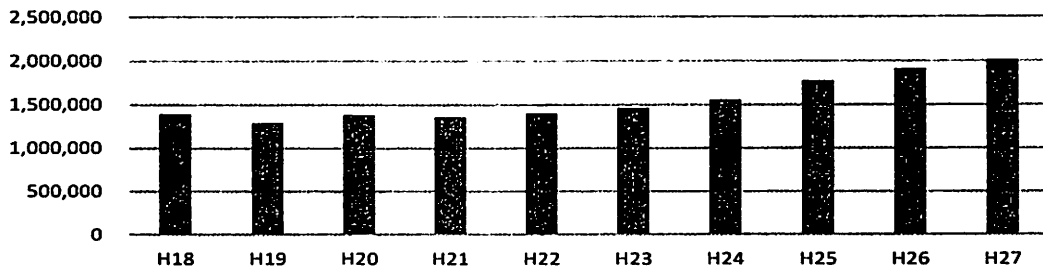
災害その他緊急やむを得ない場合においては、(2)及び(3)の規定にかかわらず、通報は所轄警察署長に口頭で行うことで足りることとした。

4 法、政令及び規則の施行日

平成28年4月7日（法の公布の日から起算して20日を経過した日）

（対象危機管理行政機関、対象原子力事業所及び特定航空用機器に関する部分については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）

### 1 相談取扱件数の推移



年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	1,394,227	1,290,089	1,382,811	1,355,745	1,398,989	1,461,049	1,553,189	1,772,503	1,913,543	2,009,980
指数	100	93	99	97	100	105	111	127	137	144

- 平成27年中に全国の警察で取り扱った相談の件数は200万9,980件であり、過去最高。
- 前年より約9万6,000件(5.0%)増加し、平成22年から6年連続の増加。

### 2 主な相談内容とその推移等

- 相談内容として多いものは、「犯罪被害の不安に関する相談」、「家庭・職場・近隣トラブルに関する相談」、「刑事事件に関する相談」、「サイバー被害に関する相談」、「迷惑行為に関する相談」、「契約・取引に関する相談」。
- いずれの相談も前年に比べて増加しており、中でも「家庭・職場・近隣トラブルに関する相談」と「サイバー被害に関する相談」は前年比9%を超える増加率。
- 過去10年間の推移では、「児童虐待に関する相談」、「配偶者からの暴力に関する相談」が大幅に増加。
- 相談の受理方法は、電話(約45%)と来訪(約39%)で大半を占めている。
- 相談者の年齢別内訳の推移では、いずれの年代も大きな変動はないものの、65歳以上の割合が増加傾向にある。

### 3 今後の取組

重大事件等に発展するおそれのある相談事案を認知した場合における迅速・的確な組織的対応の徹底。

公安委員会  
説明資料No. 6

平成28年度会計監査実施計画  
について

平成28年3月24日  
会計課

(略)

公安委員会 説明資料No. 7	平成27年における児童虐待及び 児童ポルノ事犯の検挙状況等について	平成28年3月24日 少年課
--------------------	--------------------------------------	-------------------

## 児童虐待

### 1 通告児童数

- 通告児童数は37,020人であり、統計を取り始めた平成16年以降、11年連続で増加。

(参考)

資料1

厚生労働省による児童虐待相談の対応件数(26年度:88,931件)も一貫して増加傾向。また、児童相談所での児童虐待相談の経路別件数のうち、警察等からの通告が占める割合は平成26年度で約3割と、平成16年度と比して5.5倍となっている。

- 態様については、心理的虐待が全体の約6割強、身体的虐待が約2割を占める。なお、心理的虐待については、その約7割を面前三方DV(児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力)が占める。

資料2

### 2 保護児童数

- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等に警察として保護した保護児童数は2,624人であり、統計を取り始めた平成24年以降、3年連続で増加。

資料3

### 3 児童虐待事件検挙状況

- 検挙件数は785件と、統計を取り始めた平成11年以降増加傾向にあり、検挙人員及び児童虐待事件に係る被害児童数ともに過去最多。

資料4

- 態様別では、身体的虐待が全体の約8割を占め、その加害者は、実父、養・継父等を含む男性が約7割である一方、実母も約25%を占める。そのうち、暴行、傷害が約9割を占める。

心理的虐待は、全体に占める割合は少ないものの、前年より約6割増加。児童相談所に通告するとともに、悪質なものについては、監禁、脅迫、強要等で検挙。

資料4・7・8

### 4 当面の対策

「児童虐待防止対策等について」(平成26年12月 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議)等を踏まえ、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底する。

- 児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護  
要保護児童対策地域協議会に積極的に参画し、児童虐待の早期発見や早期救出・保護に向け情報収集を強化する。
- 児童相談所との一層の連携強化  
児童相談所への警察官OB等の配置を進め、児童相談所と連携した研修を実施する。
- 被害児童への対応  
検察、児童相談所との間で、代表者による聴取を含む児童からの聴取方法の検討等を行い、事情聴取に伴う被害児童の負担軽減等に努める。



## 児童ポルノ事犯

### 1 送致状況

- 送致件数は1,938件、送致人員は1,483人と、平成16年以降増加傾向にあり、過去最多を更新。統計を取り始めた平成12年のそれぞれ約11倍、約9倍。 資料9・10
- 態様別にみると、製造事犯が1,063件と、最も多く、過去最多を更新。製造事犯のうち、盗撮製造罪は110件あり、盗撮機器別にみると、スマートフォンが約5割、カメラ・ビデオが約2割強、特殊録画機器が約1割。 資料11・12・13・14
- 法改正により平成27年7月より罰則適用された自己性的目的所持罪は17件。

### 2 被害状況

- 被害児童数は905人と、過去最多を更新。統計を取り始めた平成12年の約7倍。学職別にみると、高校生、中学生がそれぞれ約4割、小学生以下が約2割。 資料15・16・17
- 被害態様別でみると、自画撮りさせた上メール等で送らせるもの（以下「自画撮り被害」という。）が約4割を占め、そのうちの約5割強が中学生。 資料18・19・20
- 自画撮り被害は、コミュニティサイトに起因するものが約8割を占め、そのうち約8割がアクセス手段にスマートフォンを使用。 資料21
- 低年齢被害児童（小学生以下）のうち、強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造されたものが約5割、盗撮によるものが約3割。 資料22

### 3 当面の対策

- 児童ポルノによる被害の継続・拡大を防止するため、被害児童の早期発見・保護及び製造被疑者の早期検挙に努めるとともに、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯等の取締りを強化。
- 児童ポルノの拡散防止のため、関連事業者に対するウェブサイトに掲載された児童ポルノの削除依頼等の流通閲覧防止対策を引き続き推進。
- 児童ポルノの被害防止のため、実際の被害事例を取り上げ、その問題点や対処法等を収録した啓発DVDを活用するなどして、学校等の関係機関と連携し、きめ細かな情報モラル教育や保護者に対する啓発活動を推進。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、毎年、不正アクセス行為の発生状況等を公表するもの

1 不正アクセス行為の認知・検挙状況等（公表要旨）

(1) 認知・検挙状況

- 認知件数2,051件となり、平成23年から増加傾向にあったものが減少。平成26年に多発した知人になりすましての情報発信が無料通話アプリの認証セキュリティ強化により減少したことなどが要因。
- 検挙件数373件、検挙人員173人、検挙事件数173事件であり、検挙人員、検挙事件数はいずれも平成12年の法施行後最多。

1頁

4頁

区分	年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
認知件数		889	1,251	2,951	3,545	2,051
検挙件数		248	543	980	364	373
検挙人員		114	154	147	170	173
検挙事件数		103	136	145	150	173

(2) 認知・検挙事案の特徴

ア 不正アクセス後の行為

不正アクセス後の行為は、インターネットバンキングの不正送金が認知件数の74.6%を占めており、次いでインターネットショッピングでの不正購入が8.1%、オンラインゲーム、コミュニティサイトの不正操作が4.7%、メールの盗み見等の情報の不正入手が4.5%となっている。

3頁

イ 被疑者等の年齢

補導又は検挙された者は、12歳から72歳まで幅広い年齢層にわたっている。

6頁

ウ 不正アクセス行為の手口

不正アクセス行為の手口は、大別すると識別符号窃用型（他人のID・パスワードを無断で入力する不正ログイン）とセキュリティ・ホール攻撃型に分類される。平成27年に検挙した識別符号窃用型の手口の内訳は、利用権者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだものが全体の35.3%と最も多く、次いでインターネット上に流出・公開されていた識別符号を入手したものが17.2%となっている。

7頁

エ 不正に利用されたサービス

被疑者に不正に利用されたサービスは、オンラインゲーム、コミュニティサイトが35.0%と最も多く、次いで電子メールが19.3%、インターネットショッピングが16.3%、インターネットバンキングが9.1%となっている。

9頁

2 今後の対応

- ・ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等の組織的犯罪及び悪質な中継サーバ等犯罪インフラの積極的な取締り
- ・ 警察庁ホームページ、DVD等を活用し、ID・パスワードの使い回しの危険性等の不正アクセス防止対策に関する広報啓発を推進

公安委員会 説明資料No <b>9</b>	平成27年における来日外国人犯罪の 検挙状況について	平成28年3月24日 国際捜査管理官
<b>1 検挙状況の推移(別添1参照)</b> 総検挙件数・人員は、前年比でいずれも減少。約10年前のピーク時と比べて大幅に減少したが、最近5年間は横ばい状態。	1頁	
<b>2 在留資格別の総検挙人員(別添2参照)</b> ○ 総検挙人員の10,042人の内訳は「留学」21.7%、「定住者」15.5%、「日本人の配偶者等」14.1%、「技能実習」13.5%、「短期滞在」11.0%等。 ○ 「短期滞在」は入国者数が大きく増加(前年比44.4%増)しているが、総検挙人員に大きな変化はみられない。 ○ 「技能実習」は在留者数の増加(前年比11.9%増)以上のペースで検挙が増加(前年比40.7%増)。 ○ 「留学」は在留者数が3年連続で増加(前年比14.9%増)しているが、総検挙人員に大きな変化はみられない。	5頁 34頁 ) 43頁	
<b>3 刑法犯の検挙状況</b> <b>(1) 国籍等別検挙状況(別添3-1参照)</b> ○ 中国の検挙人員は減少傾向(前年比2.9%減)だが、国籍等別では29.9%で引き続き最多。 ○ ベトナムの検挙人員は国籍等別では23.8%で、平成25年から3年連続で増加(前年比29.8%増)している。主な要因は、罪種では万引き、在留資格別では「留学」、「技能実習」の増加。 <b>(2) 包括罪種等別の検挙状況(別添3-2参照)</b> ○ 凶悪犯の検挙人員は、平成26年から増加に転じた。ベトナムが増加して、国籍等別では28.7%で最多。 ○ 粗暴犯の検挙人員は23年から増加に転じた。中国、ベトナムなどで増加傾向。	12頁 18頁 ) 22頁 12頁 ) 17頁	
<b>4 特別法犯の検挙状況(別添4参照)</b> ○ 国籍等別では中国(46.4%)、違反法令別では入管法違反(62.0%)が最多。 ○ 偽造在留カード所持等(入管法違反)は、「技能実習」から不法滞在になった中国人を中心に検挙が増加。精巧な偽造カードを容易に入手できることが増加の背景にあるとみられる。 ○ 不法残留(入管法違反)は平成26年から増加傾向。中国の「技能実習」、ベトナムの「留学」から不法残留になった者の検挙が増加。	26頁 29頁 30頁	
<b>5 対策</b> ○ 犯罪インフラ・ネットワークの実態解明と取締りの推進 ○ 入国管理局との合同摘発等の不法滞在者対策の推進		

**1 実施期間**

平成28年4月6日(水)から同月15日(金)までの10日間

**2 主催**

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

**3 運動の目的、運動重点等**

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

**(1) 運動の基本**

子供と高齢者の交通事故防止

**(2) 全国重点**

- 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則(注)の周知徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

(注)自転車安全利用の広報啓発に活用する基本的な通行ルール (H19.7交通対策本部決定)

**(3) 地域重点**

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

**4 警察における重点的取組**

- 通学・通園時間帯は児童及び幼児を中心に、交通事故が多発する薄暮時間帯は高齢者を中心に、地域の事故実態等に即した、街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を徹底
- ※ 期間中に通学路における全国一斉取締りを実施
- 入学・入園時期を捉え、児童及び幼児に対し、道路の安全な通行に必要な知識・技能を習得できるよう、保護者、教職員、保育士等と連携した交通安全教育を推進
- 高齢者に対し、加齢に伴う自身の身体機能の変化を自覚した安全な交通行動の実践、夕暮れ時や夜間での反射材着用、安全な運転に必要な技能・知識を再確認するための参加・体験・実践型の交通安全教室を実施
- 高齢者の横断歩行中や自転車乗用中の死亡事故で法令違反が多い実態等を踏まえた広報啓発
- 自転車の安全利用について、交通事故発生リスクや加害者になった場合の責任の重大性等を理解させるための具体的な事故・損害賠償事例を示すなどした広報啓発
- シートベルトの非着用の危険性や着用による被害軽減効果を強調した広報啓発

### 1 提言の経緯

平成25年12月の「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を受け、新東名高速道路等の高規格の高速道路における規制速度の引き上げ（最高速度100km/h超）について、「高規格の高速道路における速度規制の見直しに関する調査研究委員会」（委員長：大口 敬 東京大学生産技術研究所教授）において検討を行っていたところ、この度、提言が取りまとめられたもの。

提言

### 2 提言の要旨〈1〉

#### (1) 高規格の高速道路における速度規制見直しの可否

構造適合速度(※1)120km/hの高規格の高速道路で実勢速度100~120km/hの路線・区間については、一定程度の規制速度の引き上げは可能。

- 高規格の高速道路における自由流(※2)時死傷事故率（平均約5.2件/億台キロ）は、標準的な高速道路（構造適合速度100km/h、2車線）の同事故率（平均約8.3件/億台キロ）より約4割低い。〈2〉
- 利用者意識調査では、道路構造上120km/hまで走行可能な道路での規制速度引き上げについて、約87%のドライバーが受け入れ（道路状況次第を含む）。ただし、初心運転者の約5割が実勢速度の変化に、同約6割が車両間の速度差に不安を感じていることに留意が必要。

(※1) 曲率半径、視距等の値から算出した各区間（数キロ）ごとの設計速度に相当する値

(※2) 交通流が少なく、ドライバーが自由に走行速度を決定できる状態

#### (2) 規制速度引き上げの条件等（引き上げ検討区間の抽出条件等）

- ・ 自由流時の事故発生が現に少ない（事故の内容等も考慮）
- ・ 実勢速度が100km/h以上で、かつ、極端に高くない
- ・ 自由流状態が一定割合以上
- ・ 一定距離の連続性の確保

#### (3) 規制速度引き上げに際して講じるべき安全確保方策

- 規制速度の効果的な情報提供
- 車間距離の保持に関する注意喚起、不保持違反に対する取締り等
- 追越等に関するルールの周知、右側後方への注意喚起等
- 速度超過違反者に対する取締りの強化等
- 渋滞の最後尾における追突事故の防止対策（標識誘導車等の活用）

### 3 今後の速度規制の見直しの方向性

- 上下線とも特に自由流時死傷事故率が低い新東名高速道路、東北自動車道等の一定区間において試行的・段階的に引き上げを検討。〈3・4・5〉
- 試行結果を検証の上、2(2)の条件を満たす他の高規格高速道路の区間についても、事故状況等を踏まえ、速度規制見直しを検討。

4頁

9頁

14頁

公安委員会	ベルギー・ブリュッセルにおける	平成28年3月24日
説明資料No. 12	連続テロ事案について	国際テロリズム対策課

## 1 事案の概要

- 3月22日午前8時頃から同日午前9時頃までの間（日本時間同日午後4時頃から午後5時頃までの間）、ベルギー・ブリュッセルの空港及び地下鉄において、爆発が発生し、多数の犠牲者が発生した。現在までに、邦人2名が負傷したことを確認している。
- 事件発生後、「ISILベルギー」を名乗る者が犯行声明を発出した。

## 2 邦人被害の概要

- 邦人負傷者は、1名が重傷、1名が軽傷であり、いずれも男性。

## 3 政府及び警察の対応

### (1) 政府の対応

- 22日、総理指示
- 同日、官邸に情報連絡室を設置した。
- 同日、外務省本省に欧州局長を長とする情報連絡室を設置し、在ベルギー日本国大使館に現地対策本部を設置した。

### (2) 警察庁

#### ア 体制の整備

22日、国際テロリズム対策課長を長とする連絡室を設置した。

#### イ 全国警察への指示

同日、全国警察に対して、以下の措置を通じた国内テロ対策の徹底を指示した。

- テロ関連情報の収集
- 関係機関と連携した水際対策
- 主要空港を始めとする重要施設等に対する警戒警備等の徹底

公安委員会 説明資料№13	各府省庁対抗インシデント・ハンドリング競技会の結果について	平成28年3月24日 情報管理課
------------------	-------------------------------	---------------------

## 1 概要

政府は、サイバーセキュリティに関する普及啓発強化のため、3月18日をサイバーの日と定めている。この日に合わせて、政府各機関の現場における実践的なインシデント・ハンドリング能力の向上を図るため、「各府省庁対抗インシデント・ハンドリング競技会」(NATIONAL 318 (CYBER) EKIDEN) (内閣官房、総務省主催) が開催された。なお、本取組は昨年から開催されており、今回で2回目の開催となる。

## 2 開催概要

### (1) 開催場所及び年月日

場 所 : 北陸先端科学技術大学院大学東京サテライト (品川)  
年月日 : 平成28年3月18日

### (2) 参加省庁

警察庁を含む1府12省庁

## 3 競技概要

設問は、実際のサイバー攻撃事案を想定し、インシデント対応の一連の流れを実践する内容となっている。

競技は、4つの区間に分けられた複数の設問について、1チーム4名が協同して順次回答に当たるというタイムトライアル方式で実施された。

## 4 警察庁チーム

情報通信局の職員4名が参加。うち2名はCYMAT要員。

※ CYMAT要員とは、NISCに設置された情報セキュリティ緊急支援チームCYMAT (Cyber incident Mobile Assistance Team) の要員として、NISCの併任発令を受けた者。

## 5 競技結果

総合優勝 : 警察庁